

議会事務局

市議会のスムーズな運営のため、議員の活動をサポートしているところです。

議長室

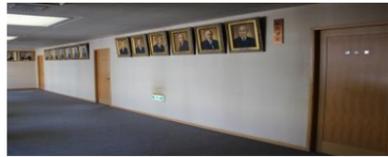
議長は普段この部屋で事務を行います。議長に報告があるときなど、ここで話を聞きます。

議長応接室

議長がお客さんを応接する部屋です。

【問題①】

飾られている写真の人達は誰でしょうか。今までの〇〇です。



特別会議室

会派の代表者が集まって開かれる会議などを行う部屋です。



委員会室

少人数の議員で、より詳しく専門的に市の仕事について話し合う会議のことを委員会といいます。5つの会議が同時にできるように、5つの委員会室があります。

【問題④】

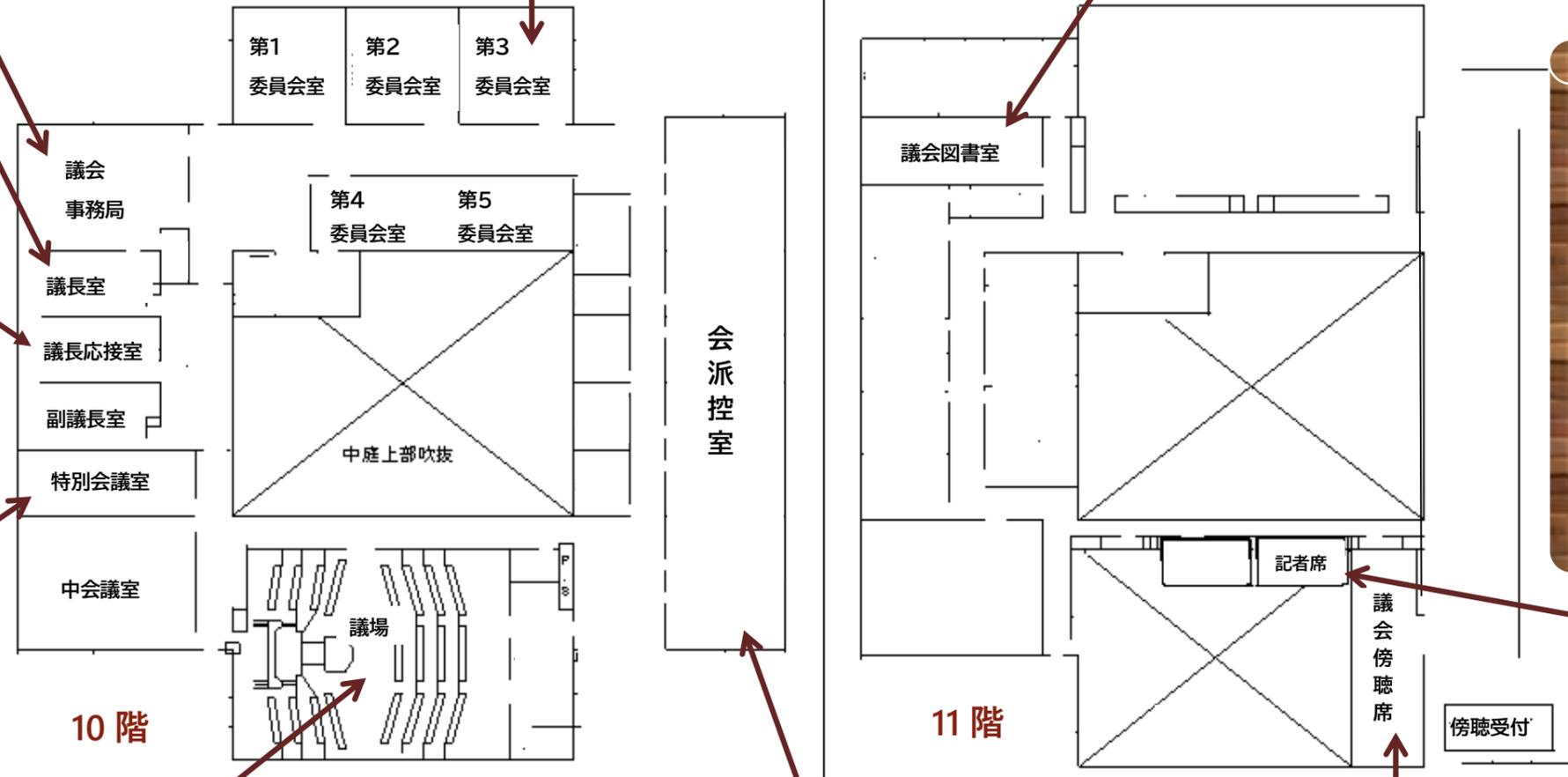
今日みなさんを案内しているのは何という委員会でしょうか。普段はどんなことについて話し合っていると思いますか。



議会図書室

議員が調べ物をするときに使う部屋です。

市議会では、法律で議会図書室を置かなければいけないことになっています。(地方自治法第100条第19項)



Funabashi City Assembly Map

記者席

新聞記者などが議会の様子を見る部屋です。

会派控室

議会活動のための調査・研究をしたりする部屋です。「会派」とは議会内に結成された議員のグループのことで、船橋市議会では所属議員2人以上のグループを「会派」といいます。



傍聴席

会議を直接見ることが傍聴といいます。ここで市議会の様子を見ることができます。

【問題③】

傍聴席の入口にある、壁が透明のスペース。何のためにあるのでしょうか。



市議会の会議が開かれる場所です。



議長席

市長席

演壇(議員が話をするところ)

〇〇を数える表示板

【問題②】

議員の出席人数と〇〇を数える表示板。表示板の下には何を表示するのでしょうか。



船橋市議会 第6回 中学生高校生 議会見学会 ・意見交換会

～18歳選挙権を考える機会に～
議員に直接聞いてみよう！市議会の仕事



● 日時

令和4年8月19日(金)
午後3時～3時50分



● 内容

- 開会あいさつ (約 5 分間)
- 市議会の仕組みを紹介 (約 10 分間)
市議会の仕組みや会議の様子をご紹介します。
- オンライン市議会施設見学 (約 10 分間)
普段見ることのできない議会の施設をご案内します。
- 議員との意見交換会 (約 25 分間)
議員に聞きたいことを直接質問してみませんか？
- 意見交換会后 閉会あいさつ
アンケート回答にご協力をお願いします。

● 対象

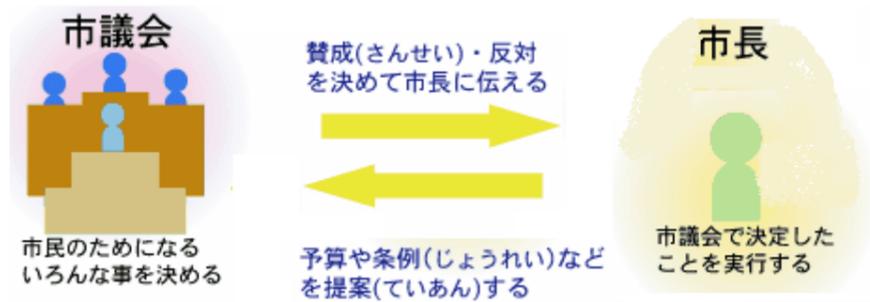
中学1年生～高校3年生

市議会とは？

市議会は、市の予算や条例等を議決し、市長は市議会の意思決定に基づき、住みよい豊かなまちづくりを進めています。

また、市議会は「議事機関」、市長は「執行機関」とも呼ばれています。市議会と市長は市民の代表としてそれぞれ対等の立場にあり、お互いの権能を生かし、市政の発展のために努力しています。

つまり、市役所は、市議会で決定したこと——市議会の議決に基づいて、仕事を進めているのです。



議員と議長・副議長

● 議員

市議会議員は、私たち市民の代表として、4年ごとに市民の選挙で選ばれ、市民のために仕事をします。

市議会議員に立候補できるのは25歳以上の市民で、市議会議員の選挙権があるのは18歳以上の市民です。船橋市では、50人の市議会議員が選ばれます。

● 議長・副議長

議長は、市議会のリーダーとして会議をスムーズに進め、議会に関するさまざまな事務を行っています。また、市議会の代表者として、全国の各市が加盟する議長会議や市の行事などに出席します。副議長は、議長が不在のときに、議長に代わってその仕事をを行います。

市議会の組織

● 定例会・臨時会

議会はいつも開かれているわけではなく、定期または臨時に、ある一定の期間だけ開かれます。定期的に開いている議会を「定例会」、臨時で開かれた議会を「臨時会」といいます。

船橋市議会の定例会は、年4回(3月・6月・9月・12月)に開かれます。

● 本会議

議員全員で議案などを審議し、議会の最終的な意思を決める会議です。原則として、議員定数の半数以上の議員が出席しなければ開くことができません。

● 委員会

船橋市議会には「総務委員会」「健康福祉委員会」「市民環境経済委員会」「建設委員会」「文教委員会」のほかに「広報委員会」「予算決算委員会」「議会運営委員会」を加えた8つの委員会が常に置かれています。各委員会では、その担当する案件について、審査や調査をしています。

請願・陳情

文書により、市政についての要望や意見等を市議会に申し出ることができます。

議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。

議会に提出された請願や陳情は、委員会に付託されて審査をされた後、最終的に本会議で採択か不採択か決められます。採択された市に関係のある請願や陳情は、市に送られます。

船橋市議会では、定例会の開会日前日午後5時までには受理した請願・陳情を、その定例会で審議することになっています。

船橋市議会

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25
TEL:047-436-3014(議会事務局)

LINE公式アカウント



Twitter



@funabashi_gikai @funabashi_gikai